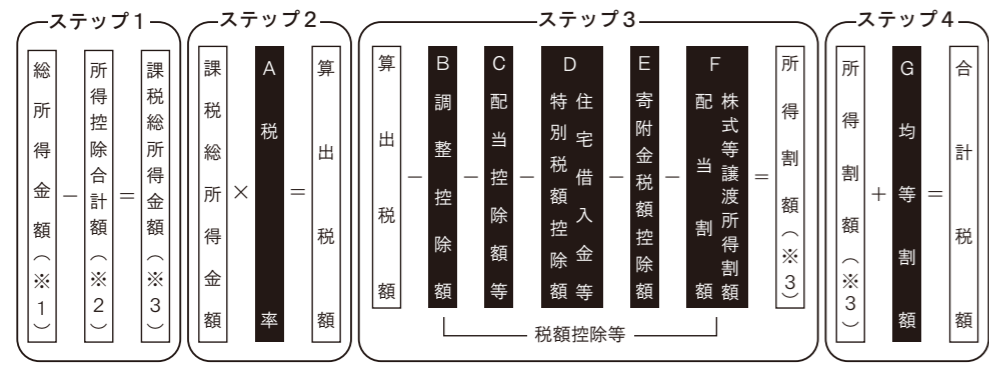


市民税・県民税の税額の計算方法等

(令和4年度以降の計算に対応しています)

市民税・県民税の税額計算の流れ



- ※1 総所得金額＝営業所得＋農業所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得＋給与所得＋雑所得＋一時所得＋譲渡所得（短期・長期）（純損失や雑損失の繰越控除がある方は適用後の金額）（各所得の計算方法については「所得の計算方法」をご参照ください）
- ※2 所得控除合計額＝裏面の所得控除のうち該当する控除の合計額
- ※3 課税総所得金額は1,000円未満、所得割額は100円未満切り捨て（注）分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります

市民税・県民税の税率等

非課税限度額：315,000円 × (扶養人数＋1) ＋ 189,000円 ＋ 100,000円
 は扶養親族がいる場合のみ

合計所得金額※4が上の計算式で計算された金額以下のときは非課税となります

※4 合計所得金額＝総所得金額※1（繰越控除前）＋分離課税所得〔分離譲渡所得（土地や建物等の譲渡）＋上場株式等の配当所得等＋一般・上場株式等の譲渡所得＋先物取引に係る雑所得＋山林所得＋退職所得〕（特別控除や純損失、雑損失の繰越控除の適用前の金額）

以下のA～Gは、「市民税・県民税の税額計算の流れ」に対応しています

G 均等割額

市民税 3,500円 県民税 1,900円（森林づくり県民税 400円を含む）

A 税率

課税総所得金額 × 10%（市民税 6% ・ 県民税 4%）

分離譲渡所得金額に係る所得割

区分	市民税	県民税
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
課税長期譲渡所得金額	3%	2%
上場株式等の課税譲渡所得金額	3%	2%
上場株式等の課税配当所得金額	3%	2%

※上記の他に、別の計算で所得割額を算出する場合があります

B 調整控除額

合計所得金額※4が2,500万円以下の人が対象となります

合計課税所得金額※5	調整控除（市民税 3/5 ・ 県民税 2/5）
200万円以下	次の①、②のいずれか少ない額の5% ①人的控除の差の合計額※6 ②市民税・県民税の合計課税所得金額
200万円超	{人的控除の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5% ※ただし、2,500円未満の場合は2,500円とします

- ※5 合計課税所得金額＝課税総所得金額＋課税山林所得金額
- ※6 人的控除の差は裏面の「所得控除及び人的控除の差」を参照してください

C 配当控除額

配当控除額＝配当所得（申告分離課税を選択した配当所得を除く）×控除率（%）

配当所得の種類と控除率

種類	課税総所得金額等	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	一般外貨等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

D 住宅借入金等特別税額控除額

平成24年から令和4年12月の入居に係る住宅借入金等特別控除が所得税法上で適用された場合に次の①、②のうちいずれか少ない額（市民税 3/5 ・ 県民税 2/5）
 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
 ②所得税の課税総所得金額等の5%（控除限度額 97,500円）
 ※ただし、平成26年4月以降の入居の場合で、住宅取得の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合は、所得税の課税総所得金額等の7%（控除限度額 136,500円）となります

E 寄附金税額控除額

寄附金税額控除額＝基本控除額＋特例控除額（＋申告特例控除額）

- 基本控除額＝（次の①、②のいずれか少ない額－2,000円）×（市民税 6%・県民税 4%）
 ①都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金、静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡支部に対する寄附金、所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、静岡県又は富士市の条例で定めるものの合計額
 ②総所得金額等の合計額の30%
- 特例控除額＝次の③、④のいずれか少ない額
 ③(特例控除対象の都道府県・市町村・特別区に対する寄附金額－2,000円)×<割合A>（市民税 3/5・県民税 2/5）※1円未満切り上げ
 ④市民税・県民税の調整控除後所得割額の20%
- 申告特例控除額＝特例控除額×<割合B>（市民税 3/5・県民税 2/5）※1円未満切り上げ
 ※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合のみ

<割合A>

課税総所得金額-人的控除の差の合計	割合
～1,950,000円	84.895%
～3,300,000円	79.79%
～6,950,000円	69.58%
～9,000,000円	66.517%
～18,000,000円	56.307%
～40,000,000円	49.16%
40,000,000円超	44.055%

※分離課税所得がある場合など、別の計算で算出する場合があります

<割合B>

課税総所得金額-人的控除の差の合計	割合
～1,950,000円	5.105/84.895
～3,300,000円	10.21/79.79
～6,950,000円	20.42/69.58
～9,000,000円	23.483/66.517
9,000,000円超	33.693/56.307

F 配当割額又は株式等譲渡所得割額

区分	市民税	県民税
配当割額	3/5	2/5
株式譲渡所得割額	3/5	2/5

所得の計算方法

※裏面に続きます

◎営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得の計算

※収入や経費などの内容を収支内訳書などに記入して、合わせてご提出ください

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{所得金額}$$

※**家内労働者等の必要経費の特例**
 家内労働者、外交員、その他これに類する人は、その年中の事業所得又は雑所得に係る総収入金額から、必要経費について最高55万円の最低保証を認める特例制度があります。ただし、給与所得を有する場合には55万円から給与所得控除額を控除した残額となります。

◎給与所得の計算欄

給与の収入金額	カ <input type="text"/> 円
---------	--------------------------

力の金額	給与所得の金額
～550,999円	B 0円
551,000円～1,618,999円	B カ－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	B 1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	B 1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	B 1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	B 1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> ,000円 → A×2.4＋100,000円 B <input type="text"/> 円
1,800,000円～3,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> ,000円 → A×2.8－80,000円 B <input type="text"/> 円
3,600,000円～6,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> ,000円 → A×3.2－440,000円 B <input type="text"/> 円
6,600,000円～8,499,999円	カ×0.9－1,100,000円 B <input type="text"/> 円
8,500,000円～	カ－1,950,000円 B <input type="text"/> 円

※力が8,500,001円以上で次のいずれかに該当する場合	※力が8,500,000円以下、又は左の条件に当てはまらない場合
①本人が特別障害者 ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者※や扶養親族を有する	
(カ－8,500,000円)×10% (上限 150,000円) C <input type="text"/> 円	C 0円
B－C D <input type="text"/> 円	B－C D <input type="text"/> 円

※同一生計配偶者については、裏面の「所得控除及び人的控除の差」中の①②欄の※を参照してください

給与所得Bと公的年金等に係る雑所得⑦（下の計算欄をご参照ください）がある方で両方の合計が100,001円以上の方	左の条件に当てはまらない人
B(上限10万円)＋⑦(上限10万円)－100,000円 E <input type="text"/> 円	E 0円
D－E ⑥ <input type="text"/> 円	D－E ⑥ <input type="text"/> 円

給与の収入金額力を申告書のカへ、給与の所得金額⑥を申告書の⑥へ転記します

◎公的年金に係る雑所得の計算欄

公的年金等の収入金額	キ <input type="text"/> 円
------------	--------------------------

年齢65歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の収入金額（キ）	公的年金等に係る雑所得の計算式		
	公的年金以外の合計所得金額※		
～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～	
～3,299,999円	キ－1,100,000円	キ－1,000,000円	キ－900,000円
3,300,000円～4,099,999円	キ×0.75－275,000円	キ×0.75－175,000円	キ×0.75－75,000円
4,100,000円～7,699,999円	キ×0.85－685,000円	キ×0.85－585,000円	キ×0.85－485,000円
7,700,000円～9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円	キ×0.95－1,355,000円	キ×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	キ－1,955,000円	キ－1,855,000円	キ－1,755,000円
計算結果	⑦ <input type="text"/> 円		

年齢65歳未満の人（昭和32年1月2日以降に生まれた人）

公的年金等の収入金額（キ）	公的年金等に係る雑所得の計算式		
	公的年金以外の合計所得金額※		
～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～	
～1,299,999円	キ－600,000円	キ－500,000円	キ－400,000円
1,300,000円～4,099,999円	キ×0.75－275,000円	キ×0.75－175,000円	キ×0.75－75,000円
4,100,000円～7,699,999円	キ×0.85－685,000円	キ×0.85－585,000円	キ×0.85－485,000円
7,700,000円～9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円	キ×0.95－1,355,000円	キ×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	キ－1,955,000円	キ－1,855,000円	キ－1,755,000円
計算結果	⑦ <input type="text"/> 円		

1円未満の端数があるときは切り捨てます

公的年金等の収入金額キを申告書のキへ、公的年金等の所得金額⑦を申告書の⑦へ転記します

※公的年金以外の合計所得金額は、公的年金等の収入がないものとして計算した所得の合計額（給与所得は◎給与所得の計算欄中のDの金額）です

営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得がある方は◎営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得の計算を参照してください

総合譲渡・一時所得の計算は裏面の◎総合譲渡・一時所得の計算欄を参照してください
 土地家屋の譲渡や市民税・県民税で分離課税で申告する株式の譲渡等や配当等があるなど、分離課税所得がある方の合計所得金額については富士市役所財政部市民税課までお問い合わせください

◎お問い合わせ
富士市役所財政部市民税課
 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
 TEL (0545) 55-2734 (直通)

◎総合譲渡・一時所得の計算欄

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
				収入金額－必要経費		差引金額－特別控除額
総合譲渡	短期	円	円	円		コ 円
	長期	円	円	円	円	サ 円
一時		円	円	円	円	シ 円
コ・サ・シ・⑪の金額を申告書の対応する欄に転記します					合計 コ+ [(サ+シ) × 1/2]	⑪ 円

所得控除及び人的控除の差

◎所得から差し引かれる金額（令和3年1月～令和3年12月に支払ったもの）

以下⑬～⑳は市民税・県民税申告書の所得から差し引かれる金額欄に対応しています。以下の「人的控除の差」は、1ページ目のB調整控除額の計算で使用します。

控除種類	内容【控除額】
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などを、あなたが支払った場合【控除額：支払金額の合計】
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金及び心身障害者扶養共済掛金などを、あなたが支払った場合【控除額：支払金額の合計】
⑮ 生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合（限度額7万円） 控除額については次の計算欄をご利用ください

控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げて計算してください

<p>新・一般生命の支払額</p> <p>1 <input type="text"/> 円</p>	<p>新・個人年金の支払額</p> <p>2 <input type="text"/> 円</p>	<p>介護医療の支払額</p> <p>3 <input type="text"/> 円</p>	<p>旧・一般生命の支払額</p> <p>4 <input type="text"/> 円</p>	<p>旧・個人年金の支払額</p> <p>5 <input type="text"/> 円</p>	
<p>保険料の支払額 (a)</p> <p>12,000円以下</p> <p>12,001円～32,000円</p> <p>32,001円～56,000円</p> <p>56,000円超</p>		<p>控除額</p> <p>保険料全額 (a)</p> <p>(a) × 1/2 + 6,000円</p> <p>(a) × 1/4 + 14,000円</p> <p>28,000円</p>	<p>保険料の支払額 (b)</p> <p>15,000円以下</p> <p>15,001円～40,000円</p> <p>40,001円～70,000円</p> <p>70,000円超</p>		<p>控除額</p> <p>保険料全額 (b)</p> <p>(b) × 1/2 + 7,500円</p> <p>(b) × 1/4 + 17,500円</p> <p>35,000円</p>
<p>イ 新・一般生命</p> <p>(限度額 28,000円)</p> <p><input type="text"/> 円</p>	<p>ロ 新・個人年金</p> <p>(限度額 28,000円)</p> <p><input type="text"/> 円</p>	<p>ハ 介護医療</p> <p>(限度額 28,000円)</p> <p><input type="text"/> 円</p>	<p>ニ 旧・一般生命</p> <p>(限度額 35,000円)</p> <p><input type="text"/> 円</p>	<p>ホ 旧・個人年金</p> <p>(限度額 35,000円)</p> <p><input type="text"/> 円</p>	

上記のイ～ホ（③については合計）をA～Cの該当するところに転記してください

<p>A 一般生命</p> <p>①イ 新・一般生命 (限度額 28,000円) <input type="text"/> 円</p> <p>②ニ 旧・一般生命 (限度額 35,000円) <input type="text"/> 円</p> <p>③イ+ニ (限度額 28,000円) <input type="text"/> 円</p>	<p>C 介護医療</p> <p>ハ 介護医療 (限度額 28,000円) <input type="text"/> 円</p>
<p>B 個人年金</p> <p>①ロ 新・個人年金 (限度額 28,000円) <input type="text"/> 円</p> <p>②ホ 旧・個人年金 (限度額 35,000円) <input type="text"/> 円</p> <p>③ロ+ホ (限度額 28,000円) <input type="text"/> 円</p>	

生命保険料控除額の計算 ※AとBは①、②、③で算出した金額のうち一番高い金額を適用してください

A <input type="text"/> 円	+	B <input type="text"/> 円	+	C <input type="text"/> 円	=	⑮ 生命保険料控除 (限度額 70,000円) <input type="text"/> 円
--------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	---	--

⑯ 地震保険料控除	地震保険契約について、あなたが支払った保険料等がある場合（限度額2万5千円）																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険料の支払額 (c)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>(c) × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料全額 (c)</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>(c) × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保険料の支払額 (c)	控除額	地震保険料	50,000円以下	(c) × 1/2	50,000円超	25,000円	旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料全額 (c)	5,001円～15,000円	(c) × 1/2 + 2,500円		15,000円超	10,000円
	区分	保険料の支払額 (c)	控除額														
地震保険料	50,000円以下	(c) × 1/2															
	50,000円超	25,000円															
旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料全額 (c)															
	5,001円～15,000円	(c) × 1/2 + 2,500円															
	15,000円超	10,000円															
<p>※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げ</p> <p>※地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額（同一契約内で両方の支払いがある場合はどちらか一方のみの適用となります）</p> <p>※旧長期損害保険料…平成18年12月31日までに締結し、満期返戻金のある保険期間10年以上の契約</p>																	

⑰ 寡婦・ひとり親控	寡	以下の (a) (b) のいずれかに該当する人 (a) 夫と死別した後に婚姻していない又は夫の生死が明らかでない人で下の(3)(4)の条件を満たす人 (b) 夫と離婚した後に婚姻をしていない人で扶養親族を有し下の(3)(4)の条件を満たす人	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>26万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひとり親</td> <td>母</td> <td>30万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>父</td> <td>30万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		控除額	人的控除の差	寡婦	26万円	1万円	ひとり親	母	30万円	5万円	父	30万円	1万円
		控除額		人的控除の差												
	寡婦	26万円		1万円												
ひとり親	母	30万円	5万円													
	父	30万円	1万円													
婦	(a) (b) とともにひとり親控除に当てはまる人は除く															
ひとり親	以下のすべてに該当する人 (1)現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない (2)前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する (3)前年の合計所得金額が500万円以下 (4)事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいない															

⑱ 勤労学生控除	あなたが学生で、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下（在学証明書添付）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除額</th> <th>26万円</th> <th>人的控除の差</th> <th>1万円</th> </tr> </thead> </table>	控除額	26万円	人的控除の差	1万円
控除額	26万円	人的控除の差	1万円			

⑳ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者（次項㉑㉒の※を参照）及び扶養親族が障害者の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般障害者</td> <td>26万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>30万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> <td>22万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	人的控除の差	一般障害者	26万円	1万円	特別障害者	30万円	10万円	同居特別障害者	53万円	22万円
	区分	控除額	人的控除の差											
	一般障害者	26万円	1万円											
	特別障害者	30万円	10万円											
同居特別障害者	53万円	22万円												

あなたが生計を一にする配偶者を有している場合
 一般の控除対象配偶者……昭和27年1月2日以後生まれ
 老人控除対象配偶者……昭和27年1月1日以前生まれ
 ※同一生計配偶者……納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人
 合計所得金額が1,000万円超かつ同一生計配偶者がいる人で、市民税・県民税の申告をする方は申告書の㉑～㉒に配偶者の氏名等を記入し、□同一生計配偶者（控除対象扶養親族を除く。）にレ点をお願いします

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額				
	～900万円	～950万円	～1,000万円		
配偶者控除	一般	～48万円	控除額	控除額	控除額
	老人		33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	～100万円		33万円	22万円	11万円
	～105万円		31万円	21万円	11万円
	～110万円		26万円	18万円	9万円
	～115万円		21万円	14万円	7万円
	～120万円		16万円	11万円	6万円
	～125万円		11万円	8万円	4万円
	～130万円		6万円	4万円	2万円
	～133万円		3万円	2万円	1万円
	133万円超		なし	なし	なし

配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除の差一覧表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	～900万円	～950万円	～1,000万円	
一般	～48万円	5万円	4万円	2万円
		老人	10万円	6万円
50万円未満		5万円	4万円	2万円
55万円未満		3万円	2万円	1万円

㉑ 扶養控除等	合計所得金額48万円以下の生計を一にする親族を有している場合			
	区分	該当者	控除額	人的控除の差
	一般	昭和27年1月2日～平成11年1月1日または平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれ	33万円	5万円
	特定	平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれ	45万円	18万円
	老人	昭和27年1月1日以前生まれ	38万円	10万円
同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属かつ、同居を常況とする場合	45万円	13万円	
年少	平成18年1月2日以降生まれ ※非課税の判定などに使用されます	0円	なし	

㉒ 基礎控除	合計所得金額	控除額	人的控除の差
	24,000,000円以下	43万円	5万円
	24,000,001円～24,500,000円	29万円	
	24,500,001円～25,000,000円	15万円	
25,000,000円超	0円		

㉓ 雑損控除
 災害、盗難、横領等により損失が生じた場合
 損害金額－保険金等で補てんされる金額＝差引損失額
 ア 差引損失額－総所得金額等の10%
 イ 差引損失額のうち災害関連支出－5万円 } 【控除額：いずれか多い金額】

㉔ 医療費控除
 あなたや生計を一にする親族の医療費をあなたが支払った場合（限度額200万円）

$$\left(\begin{matrix} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{matrix} \right) - \left(\begin{matrix} \text{保険等} \\ \text{補填金} \end{matrix} \right) - \left(\begin{matrix} 10\text{万円が総所得金額等の}5\% \text{のいずれか} \\ \text{少ない方の金額 (端数切り捨て)} \end{matrix} \right) = \text{【控除額】}$$
 ※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合、購入費の1万2千円を超える部分（限度額8万8千円）